

旅客取扱関係規程類集 11 ICカード関係 ⑧第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード取扱規程（規則）【新旧対照表】
 【2024年3月16日より適用】

改 正	現 行
<p>⑧ 第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード取扱規程（規則）</p> <p style="text-align: right;">2017. 4. 1 制定 2020. 3.16 改正 <u>2024. 3.16 改正</u></p> <p>（目的） 第1条 　　） （現行どおり）</p> <p>（規程等の変更） 第6条</p> <p>（使用方法） 第7条 身体障害者または知的障害者は、本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、自動改札機による改札を受けて入場し、自動改札機による改札を受けて出場しなければならない。<u>また、特別割引用ICカードによる当社と西日本線（連絡運輸区域内）の利用で、片道101キロメートル以上旅行する場合も同様とする。</u></p> <p>2 前項の介護者は、必ず身体障害者または知的障害者本人の介護者用カードで乗車しなければならない。</p> <p>3 身体障害者または知的障害者が車椅子を使用しているときは、介護者を2名まで同行させることができる。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、券売機等により割引普通乗車券を購入し、同乗車券で同行することができる。</p> <p>4 身体障害者および知的障害者が、本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護者用カードを使用することはできない。</p> <p>（運賃の適用） 第8条 　　） （現行どおり）</p> <p>（免責事項） 第13条</p> <p>附 則 （現行どおり）</p>	<p>⑧ 第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード取扱規程（規則）</p> <p style="text-align: right;">2017. 4. 1 制定 2020. 3.16 改正</p> <p>（目的） 第1条 　　） （省 略）</p> <p>（規程等の変更） 第6条</p> <p>（使用方法） 第7条 身体障害者または知的障害者は、本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、自動改札機による改札を受けて入場し、自動改札機による改札を受けて出場しなければならない。</p> <p>2 前項の介護者は、必ず身体障害者または知的障害者本人の介護者用カードで乗車しなければならない。</p> <p>3 身体障害者または知的障害者が車椅子を使用しているときは、介護者を2名まで同行させることができる。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、券売機等により割引普通乗車券を購入し、同乗車券で同行することができる。</p> <p>4 身体障害者および知的障害者が、本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護者用カードを使用することはできない。</p> <p>（運賃の適用） 第8条 　　） （省 略）</p> <p>（免責事項） 第13条</p> <p>附 則 （省 略）</p>

* 下線部が改正箇所。